

議会用語

	用語	解説
あ行	委員会付託 (いいんかいふたく)	議案や請願などを詳しく審査するため、本会議から所管の委員会へ委ねることです。
	委員長報告 (いいんちょうほうこく)	委員長が委員会での審査経過と結果などについて、本会議で報告することです。
	意見書 (いけんしょ)	地方自治法第99条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて、国会、国などの関係行政庁に対し、議会の意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。
	一般質問 (いっばんしつもん)	議員が市の行政全般にわたり、執行機関に対し質問することをいいます。一般質問は定例会で行われ、臨時会ではできません。
か行	開会 (かいかい)	議会を開いて、法的に議会が活動できる状態にすることです。
	会期 (かいき)	議会が会議を開く期間（開会日から閉会日まで）のことです。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
	開議 (かいぎ)	その日の会議（本会議）を開くことで、議長の宣言により開かれます。
	会派 (かいは)	市政について同じ考えや意見などを持つ議員が集まりをつくり、活動しています。
	議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために、市長や議員が提出する案件のことです。
	議決 (ぎけつ)	議員の表決により、議会の意思を決定することで、次のような種類があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・可決／否決：予算、条例、契約、意見書、決議など ・認定／不認定：決算 ・承認／不承認：専決処分 ・同意／不同意：人事案件 ・採択／不採択：請願
	議事日程 (ぎじにってい)	その日の本会議の議事の順序を記載したものです。
	議席 (ぎせき)	本会議で議員が着席する場所。議席には、番号と氏名標を付けています。
	継続審査 (けいぞくしんさ)	会期中に結論が出なかった議案などは廃案となりますが、引き続き審査ができるよう、議会の議決により、次の会期に継続することができます。
	決議 (けつぎ)	政治的効果をねらい、議会の意思を対外的に表明するために行われる議決のことです。

さ行	採決 (さいけつ)	議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求めることです。簡易採決、起立採決、投票による採決があります。
	散会 (さんかい)	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議を閉じることです。
	質疑 (しつぎ)	提出された議案等についての疑問点を質問し、説明を求めることです。
	上程 (じょうてい)	本会議で議題として審議の対象とすることです。
	除斥 (じょせき)	議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。
	審議 (しんぎ)	本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑、討論、採決といった一連の過程のことをいいます。
	審査 (しんさ)	委員会において、付託を受けた議案等について質疑、討論して結論を出す一連の過程をいいます。
	専決処分 (せんけつしよぶん)	議会の議決が必要な事項について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとき、市長が議会に代わって意思決定をすることです。専決処分をしたときは、次の議会に報告して、承認を求めます。
た行	定足数 (ていそくすう)	議会が会議を開くために必要とされる出席議員の数。本会議では、議員定数の半数以上、委員会では委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
	動議 (どうぎ)	会議の進行や手続き、あるいは議案の修正に関して、議員が提案することです。
	答弁 (とうべん)	議員からの質疑、質問に対する執行機関からの回答、説明などを行うことです。
	討論 (とうろん)	採決の前に議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。
は行	発議 (はつぎ)	議員が議案を議長に提出することをいいます。
	発言通告 (はつげんつうこく)	本会議において発言しようとする者が、事前に議長に発言の趣旨等を知らせることをいいます。
	表決 (ひょうけつ)	議会の意思を決定するため、採決のとき、議員が議案などに対して賛否の意思表示を行うことです。
	付議事件 (ふぎじけん)	議案や請願など、議会の審議に付される事柄のことです。
	閉会 (へいかい)	議会を閉じて、議会としての活動をしない状態にすることです。